

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県、双葉町及び大熊町並びに東京電力株式会社は、平成27年1月7日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第17条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1 第1条第2項関係

関係法令等の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性物質の放出の低減、漏えいの防止及び管理の徹底に必要な技術開発の促進
- (2) 放射線業務従事者の被ばくを低減するために必要な措置
- (3) 請負企業等に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2 第1条第3項関係

- (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるために必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
- (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。
- (3) 丙は、事故直後に緊急的に設置した設備等の品質保証の改善について、確実に取り組むものとする。

3 第2条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

4 第2条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、原子力災害対策特別措置法に基づくものとする。

5 第3条関係

- (1) 事前了解の対象については、実施計画の変更を伴う施設等の新增設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に關係するもの（以下「対象となる施設等」という。）とする。また、事前了解を得る時期については、対象となる施設等に係る工事の着工までとする。
ただし、上記の規定にかかわらず、丙から協議を受け、甲及び乙が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、対象となる施設等に係る実施計画の変更認可申請を原子力規制委員会に提出する前に、計画の概要を記述した文書（以下「事前了解願い」という。）をもって、甲及び乙に提出し説明するとともに、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するものとする。
- (3) 丙は、周辺地域住民の線量当量の評価をはじめとした施設等の安全性に係る原子力規制委員会の審査状況について、甲、乙及び技術検討会に説明するものとする。
- (4) 甲及び乙は、技術検討会の検討結果が報告されたときは、速やかに、周辺地域住民の安全確保に係る事項を協議し、丙に事前了解願いに対する回答を行うものとする。
- (5) 丙は、事前了解を得た後、周辺地域住民の線量当量の評価等について増加があった場合には、改めて甲及び乙に協議するものとする。

6 第4条第2項関係

技術検討会の組織及び運営に關し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱に定めるものとする。

- 7 第4条第4項、第8条関係
甲、乙、協議会又は技術検討会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。
- 8 第5条関係
設置要綱は、別紙のとおりとする。
- 9 第7条関係
(1) この規定に基づき立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り協議会で実施するものとする。
(2) 乙が特に必要あると認めるときは、福島第二原子力発電所への立入調査に立ち会うことができるものとする。
(3) 甲、乙又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。
- 10 第9条関係
(1) 甲、乙又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。
ア 第7条第1項の規定に基づく立入調査又は第8条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき
イ 第2条に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき
(2) 甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。
- 11 第11条関係
この規定に基づく補償又は賠償は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して生じ、相当の因果関係が認められる損害の補填とし、精神的損害、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害等に対する補填を含むものとする。
- 12 第12条関係
(1) 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に当たって、甲及び乙、求めに応じて甲及び乙の議会に対して説明するとともに、十分に意見を聞き、理解を得るものとする。
(2) 県民への情報提供に当たっては、廃炉等に向けた取組の実施内容や工程、進捗状況等について、わかりやすく丁寧に行うものとする。
- 13 第13条関係
丙は、原子力防災対策の実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制を整備するとともに、教育訓練を実施するものとする。また、丙は、甲及び乙の原子力防災計画に基づき必要な通信機器等の整備等、原子力防災対策に積極的に協力するものとする。
- 14 第15条関係
丙は、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化といった安全衛生に関わる事項については、請負企業等を含めて、着実に取り組むものとする。

附 則

- 1 平成27年1月7日から実施する。
- 2 福島県、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町及び東京電力株式会社が昭和51年4月1日に締結した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について」のうち、福島第一原子力発電所の事項については、本運用によるものとする。

平成27年1月7日

甲 福島県生活環境部長 長谷川 哲也

乙 双葉町長 伊澤 史朗

大熊町長 渡辺 利綱

丙 東京電力株式会社
原子力運営管理部長 五十嵐 信二